

令和元年度宇治茶プレミアムブランド化事業推進 業務委託プロポーザル実施要領

下記の要領により、委託業者の選定を行いますので、参加希望者は下記の事項にしたがい応募してください。

1 趣旨

京都府及び府南部のお茶の京都エリア12市町村（宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村）は、平成29年3月28日に一般社団法人京都山城地域振興社（通称「お茶の京都DMO」、以下「DMO」）を設立し、お茶の京都エリアにおいて、観光地域づくりを進め、交流人口の拡大と宇治茶をはじめとする地域資源ブランドの振興を図っているところである。

本事業は、お茶の京都地域が誇る宇治茶を軸に据え、宇治茶の世界における地位を更に高め、それによって、地域全体のイメージもプレミアム化させるための取り組みをDMOが実施するものである。

2 業務の概要

- | | |
|-------------|--|
| (1) 業務の名称 | 宇治茶プレミアムブランド化事業推進業務 |
| (2) 業務の内容 | 別紙「宇治茶プレミアムブランド化事業推進業務委託仕様書」の通り |
| (3) 契約期間 | 契約の日から令和2年3月19日（木）まで |
| (4) 委託限度予算額 | 12,400千円（消費税及び地方消費税の額を含む）
委託予算を超える額による提案は失格とする。 |

3 応募する者に必要な資格

次のいずれの要件をも満たすこと。

- (1) 京都府内事業者（府内に本社、支社、事業所のいずれかがあること。）であること。又は京都府内事業者との共同提案であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する要件に該当しないこと。
- (3) 団体又はその代表者が契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者でないこと。
- (4) 会社更生法、民事再生法等による手続きを行っている法人等でないこと。
- (5) 京都府から指名保留又は指名停止の措置を受けていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次に掲げる者でないこと。
 - (ア) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - (イ) 法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者
 - (ウ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団の利用等をしている者

- (エ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (オ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (カ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- (キ) 暴力団及び(ア)から(カ)までに定める者の依頼を受けて入札に参加する者
- (7) 代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の3又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕もしくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと。
- (8) 団体又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。

4 2者以上による提案

2者以上による共同提案は可能とするが、委託契約は代表者とのみ行う。提案書等については、代表者の責任において1通にまとめて所要部数を提出し、その他の参加者については、代表者の責任において1通にまとめて所要部数を提出し、その他の参加者については、代表者との委託契約(発注者との関係においては、再委託に該当)により業務を行うこと。

その場合においては、業務全体の進行管理、とりまとめ等は代表者の責任において行うこと。

5 応募手続

(1) 提出書類の提出期限及び提出先等

提出期限：令和元年7月19日(金)午後5時まで

(ただし、参加申込(様式1)のみ令和元年7月12日(金)午後5時までに提出すること。)

提出方法：郵送(書留郵便に限る。受付期間内必着のこと)又は持参(平日午後9時から午後5時まで)

提出先：一般社団法人京都山城地域振興社

〒611-0021

京都府宇治市宇治乙方7-8 京阪宇治ビル2階

電話 0774-25-3239

(2) 提案書作成に関する質疑応答

質問期限：令和元年7月12日(金)午後5時まで

質問方法：電子メール

送信先：一般社団法人京都山城地域振興社 dmo@ochanokyoto.jp

質問様式：任意

回答方法：質問者の名前を伏せた上で、提案参加者全員に対してメールで回答

(3) 提出書類

以下のすべての書類とする。

提出書類名	部数	内容等	備考
1 参加申請書	1		別紙様式 1
2 提案書	10		別紙様式 2
3 見積書	1	見積の基礎となる明細を記載のこと	様式任意
4 会社概要	1	事業概要及び組織図が記載されているもの	様式任意
5 営業経歴書	1		別紙様式 3

(4) その他

- ① 提出された提案書について、必要に応じて聴き取り調査を実施することがある。
- ② 提出書類の作成、提出及び聴き取り調査対応に係る経費は、応募者の負担とする。
- ③ 提出書類は原則として返却しない。
- ④ 企画提案書は決定を行う作業に必要な範囲において複製を作成することがある。
- ⑤ 選定結果として提案書等を提出した者の名称、審査結果の概要等の情報公開を行う場合がある。また、府民等からの情報公開請求に応じて提案書等の情報開示を行う場合がある。

6 契約の相手方の特定

(1) 一次審査

企画提案書及び見積書（以下「企画提案書等」という。）について、次の審査を行い、採用候補となる企画提案等を選定する。

（審査項目）

- ① 提案内容の妥当性
- ② 業務の実施体制
- ③ 業務への理解
- ④ 費用基準

(2) 二次審査

- ① 一次審査を通過した者を対象に、提出書類と応募者によるプレゼンテーションにより評価を行う。
- ② プレゼンテーションは令和元年7月下旬に予定している。（正式日程は別途通知）
- ③ プレゼンテーションの評価結果を踏まえ、一般社団法人京都山城地域振興社において本業務委託契約の相手方を特定する。
- ④ 特定後、二次審査の対象者に対し、特定・非特定の旨を通知する。

(3) 特定の取り消し

次の用件のいずれかに該当する場合には、特定を取り消すことがある。

- ① 提出者が3の応募資格を有すると偽った場合又は応募資格を失った場合
- ② 提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合